

これまで皆さまから寄せられた疑問やご質問にお答えします。 (令和7年3月5日現在)

※パート1は、2月20日に全戸配布しました。

新たな福祉施設の建設費等について

Q23 施設整備に30億円以上かかると聞きました。

令和6年3月に「ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」を策定した際に事業費の試算として出された想定値が30億5千万円です。その内訳は令和6年度から9年度までに予定されている設計・現場監理費、建設工事費、開発設計・開発工事費、備品購入費、調査費、土地購入費などです。

現在、基本設計※を終え、それを基に実施設計※が令和7年度に行われることになっており、さらに詳細な費用が今後出されてくることとなります。

※基本設計…計画された案やイメージが法規制などの条件を前提として、敷地の上でどのような形になりうるか検討し基本的な内容を図面で明らかにすること。

※実施設計…決定された基本設計に基づき、建築を実際に施工するための設計図書（設計図、仕様書、各種計算書、工事予算書など）を作成する業務

Q24 施設整備にかかる経費を町が全額支援するのですか？

「社会福祉法人ゆうゆう」が施設整備に際し受けられる様々な補助金等を活用します。施設整備費用からその補助金等を差し引いた額を町が支援することとしています。

Q25 整備主体（ゆうゆう）が受ける補助金はどのくらいですか。

高齢者や障がいのある方の施設を整備する場合、一般的に北海道の補助金を活用しますが、令和6年度の補助基準額は次のとおりです。

- ①特別養護老人ホーム（施設整備・設計）1床当たり426万円
 - ②特別養護老人ホーム（備品購入等）1床当たり98.9万円
 - ③デイサービス 1施設 1,410万円
 - ④障がい者就労継続支援 補助率：国1/2 道1/4
- ①から③までで約2億5千万円の補助金額になります。

この補助金以外にも活用可能な補助金等を町や「ゆうゆう」で検討しています。

Q26 建設費用のうち、町が整備主体に支援する額はどれくらいになるのですか？

令和8年度、9年度の2か年で行う建設工事費は、基本計画当初は25億円と試算していましたが、現段階では27億円程度になると想定されています。実施設計を終えていない現在(R7.2.28)、建設にかかる正確な費用は出ていません。

また、「社会福祉法人ゆうゆう」が受け取る補助金等についても、令和8年度に向けてこれから申請手続きをしていくことから額はまだ確定していないため、町が支援する額がいくらかになるのか、まだ示すことができないことをご理解ください。

Q27 町が整備主体へ支援するお金はどうやって用意するのですか？

「社会福祉法人ゆうゆう」が補助金等を活用したとしても昨今の物価高騰により町の支援する額は大きくなることが予想されます。

町としては、返済額の多くを国から補填される有利な借金（過疎対策事業債などの地方債）や地方創生による交付金などの他、町の貯金（基金）を支援額の財源にすることを予定しています。こうした資金計画はできるだけ早く皆さまにお伝えしていきます。

Q28 民間が施設を整備すると建設工事は安く抑えられるのですか？

町が整備する公共工事よりも、民間が整備することでの競争原理により整備コストが抑えられる可能性があります。しかし、昨今の労務費や資材価格の高騰により、公共工事も民間が行う工事も、工事費用全体の増加や工期の遅れなどが起こることが十分に考えられます。

Q29 建築資材や人件費などの高騰で建築費総額が高くなっていると聞きます。この施設の建て替えは大丈夫ですか？

今、一番に懸念されるのが工事費総額の高騰です。

令和7年度行われる予定になっている実施設計の中で、いかに費用を抑えることができるのか、その方策を真剣に検討されるとお聞きしています。

Q30 施設を建て替える理由を詳しく教えてください？

開設から49年が経過した「芳生苑」と30年が経過した「健楽苑」は電気・暖房系統や給排水系統、浴室やトイレなど、近い将来に大規模な修復や改修が必要になります。これまでも数回、修繕工事を繰り返しながら運営してきました。

仮に現在の場所で工事を行うとなると、その期間、入所されている方の居場所を確保しなければならなかったり、サービスを利用できなくなったり、サービス全体の機能がストップしてしまうこととなります。

また、これ以外にも次の理由があります。

- 河川に近い場所にあり、大雨の際には入所されている方を安全な場所に避難させることを考えなければなりません。本来であれば福祉施設として災害時には被災者を受け入れるべき役割がありますが、現在地ではその役割を果たすことができない可能性があります。
- 現在では入所する福祉（介護）施設は個室が主流となっています。整備に対する補助も個室であることが前提となっています。「芳生苑」は4人用の居室（多床室）がほとんどで、ベッドが4つ隣接して並び、それぞれカーテンで仕切られています。個々のプライバシー保護の問題、感染症の拡大の恐れは常にあります。居室を増改築するために壁を取り壊すことは、構造上、耐力壁（壁自体が柱代わりになって強度を保っている）であるため不可能です。
- これから将来に向かって現状の古い形態の施設のままで、入所を希望する方やそのご家族から利用したい施設として選んでいただけるのでしょうか？多少利用料が高くても環境の整った町外の他の施設を選択されることが考えられます。それでは「町民の誰もが安心して住み続けられるまち」を実現していくことは不可能になります。

Q31 建て替え工事には地元の業者は参入できないのですか？

施設を整備する社会福祉法人ゆうゆうの発注方法（一般競争入札や指名競争入札など）や事業者選定方法などは当法人の規定に基づき行われることとなりますが、これまで施工実績のある町内の事業者であれば、入札等に参加できます。

Q32 道外の設計会社で大丈夫ですか？

現在、「社会福祉法人ゆうゆう」から施設の基本設計業務を受注しているのは東京の建築設計事務所 teco 株式会社です。令和5年度の「ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」の策定作業から携わり、今まで継続しているワークショップなどでも町民の皆様と対話をしながら計画を進めている設計会社です。まもなく基本設計が出来あがることになっていきますが、積雪寒冷地である和寒町特有の気象や環境を道内の調査機関から様々なデータを収集し、また現地調査も行って基本設計に組み入れています。

teco 株式会社は和寒町を十分熟知して作業を進めています。

また土地の造成計画を行う開発設計は上川管内の会社に発注する予定であることを「社会福祉法人ゆうゆう」からお聞きしています。



teco ホムパージ

Q33 新たな施設が動き出した後も 8年間は町が新たな施設の赤字を負担すると聞きました。

町は令和6年3月に「ふくしのまちづくりに関する基本協定」を「社会福祉法人ゆうゆう」と締結し、その中で「新たな福祉施設の収益的収支の損失分について8年間、町が支援する」としています。新たな施設での事業開始当初は収支の均衡を図ることは難しいものとして支援を決めました。他の機関（北海道など）でも同様のケースの場合、8年間を目途に支援しているようです。

しかし、「社会福祉法人ゆうゆう」は施設サービスだけでなく、在宅介護サービスや障がい者支援サービスなどを実施して収支の改善を図り、8年を待たずに黒字化をめざすとしています。町はそうした法人の姿勢に期待しているところです。

なお、支援は本町の新たな施設に対し負担するもので、「社会福祉法人ゆうゆう」の全体収支に対する支援ではありません。

Q34 町外の法人だと経営がつまづくと 事業を引き上げてしまわないですか？

「社会福祉法人ゆうゆう」は当別町の外、江別市や苫小牧市で障がいのある方や高齢者の支援事業などを行っている福祉事業に実績のある法人です。また国や福祉分野の関係機関など多くのネットワークを持っています。

そうした事業やサービス、施設を健全に経営されてきているからこそ和寒町での施設経営を託すことを議会とも相談し町として決めました。

「社会福祉法人ゆうゆう」もその期待に応えるべく、今しっかりと準備を進めています。



ゆうゆうホムパージ

Q35

町外の社会福祉法人だと様々な資材の調達、物資の購入はすべて町外からになるのですか？

和寒町内にある施設ですから、これまで同様、町内で購入、調達できるものはしていただくことにしています。

Q36

そもそも「ふくしのまちづくり」とはどのようなことですか？

「芳生苑」の今後について議会と協議が始まった平成 29 年当時は施設の建て替えとその規模について話し合われていました。それと並行して在宅と施設の中間に位置する施設も必要ではないかとの議論もありました。

しかし、徐々に「芳生苑」に入所される方や入所を申し込まれる方が減り、一方で、まだ介護を必要としていない方がお子さまや親族の暮らすまちに転出されたり、町外の特養以外の施設に移られるケースが多くなり始めたことから、本町にとっては単に「特養の建て替え」という議論ではなく、「在宅の介護サービスや福祉サービスも組み合わせたい仕組み」が必要との判断に至りました。

町では議会とも相談しながら「誰もがいつまでもこの町に安心して住み続けられる」仕組みづくりのために、令和 6 年 3 月に「ふくしのまちづくり基本構想・基本計画」を策定しました。



基本構想・基本計画

Q37

障がいのある方へのサービスとは何ですか？

新たな施設では「短期入所（ショートステイ）」や「通所介護（デイサービス）」を要介護者の方と一緒に利用できる「共生型サービス」を計画しています。

また、障がいをもつ方が自分のペースで働くことができる「就労継続支援 B 型事業所」の開設も予定しています。

Q38

この施設には子どもの居場所はあるのですか？

基本構想では、新たな施設が子どもたちや子育てをしている方々の居場所となることが重要であるとの意見が多くありました。これらの意見を踏まえて、すべてのお子さんにご利用いただける場所としています。

施設内には、子ども達が自由に工作や勉強ができるコーナー、発表会などができる屋内広場、授乳室などを計画することで乳幼児のお子様も居ることが出来るように計画しています。

また、外部空間には大人が近くにいる環境で外遊びができる大きな広場、町の農業を体験できる大きな畑、ジャブジャブと水遊びができるような土間スペースなど子ども達が活動できる様々な場所を検討しています。

また、これらを活用し、専門職を配置し、特別な支援や不登校など配慮が必要なお子さんにとっても安心して過ごせる空間をめざしていきます。

何らかの理由で建て替えが中断したときの影響は？

今のままで施設を維持することは困難です。もしも建て替えを中断したときは、

- ◆近い将来、施設の機能が失われ、芳生苑に入所されている方や健楽苑を利用されている方々の行き場を失います。
- ◆芳生苑や健楽苑で働く 50 人以上の職員の職場が失われます。そこにはご家族もいらっしやいます。
- ◆年間約 3 億 7 千万円 (R6 見込み) で運営されている施設による町内の経済効果を失います。
- ◆これから介護サービスを受けようとする方は町外にあるサービスを求めなければなりません。

サービスを必要とする方やそのご家族の転出、介護スタッフの町外流出によるさらなる人口減少、町内経済の衰退は明らかです。

和寒町の未来をしっかりと考えましょう。

未来ある町にするためには、施設機能が維持運営されることに大きな意義があります。

「ふくしのまちづくりプロジェクト」では障がいをお持ちの方や子どもたちも安心して集い、町民の皆さまも活躍することができるような共生型の機能も整備することとしています。

こうした施設機能が将来に向かって継続して維持されることは「安心して住み続けられるまち」を実現するには必要なことです。



皆様からの疑問やご質問をお受けしています。
和寒町保健福祉課 地域福祉推進室 TEL0165-32-2000

こちらの
お問い合わせフォーム
をご利用ください。

